

申告書記載の手引き

(平成27年4月1日以後に開始する事業年度用)

【県内法人用】

(確定申告書1~9ページ・予定申告書10ページ・税率表11ページ・問合せ等12ページ)
この手引きは青森県内だけに事務所等がある法人で外形標準課税対象法人以外の法人用の
ものですので、他の都道府県に事務所等のある法人用には使えません。

確定申告書 (第6号様式)

○この申告書は、仮決算に基づく中間申告(連結法人を除く。)、確定した決算に基づく確定申告及びこれらについての修正申告をする場合(清算中の法人含む。)に使用します。なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。

○申告書の提出先(納税地)

この申告をすべき日における主たる事務所等(本店)の所在地を所管する地域
県民局を記載してください。

○電話番号

必ず記載してください。

受付印 平成28年5月31日 青森県 中南 地域県民局長 殿		発行年月日 通信日付印 確認印 整理番号 事務所 区分 管理番号 申告区分	
所在地 弘前市蔵主町4 (電話 0172-32-4341)		この申告の基礎 法人税の 平成 年 月 日 修正 更正 決定 再更正 による。 年 月 日	
所在地 本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記 (ふりがな) りんご ぶどうさん 法人名 株式会社 りんご不動産 (ふりがな) あおもり いちろう 代表者 青森 一郎 (印) 自署押印 (ふりがな) あおもり はなこ 経理責任者 青森 花子 (印) 自署押印		事業種目 不動産代理業 期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額) 57,342,500 同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等 期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額 59,204,500 期末現在の 資本金等の額 59,204,500	
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度又は 道府県民税の確定申告書 連結事業年度分 地方法人特別税			
摘要 所得金額総額 (①-⑦)又は別表5② 年 400万円以下の金額 年 400万円を超え年 800万円以下の金額 年 800万円を超える 金額 計 ④ + ⑤ + ⑥ 軽減税率不適用法人		課税標準 税率(%) 3.4 5.1 6.7 100	
税額 341,800 1,372,219.5		(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によ った計算した法人税額 試験研究費の額に係る 法人税額の特別控除額	

○代表者・経理責任者

この申告書の作成時における代表者・経理責任者です。なお、押印に使用する印鑑は、代表者等個人の私印です。

○法人名

法人課税信託の受託者が法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、その法人課税信託の名称を併記してください。

○期末現在の資本金等の額

11ページ参照

○申告の基礎

この申告が次の(1)及び(2)の修正申告のときに、法人税の処理年月日及び処理区分を記載してください。

- 法人税について修正申告し、それと同時に、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税についても修正申告をするとき。
- 法人税について更正・決定・再更正を受け、その更正・決定・再更正の日から1ヵ月以内に、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税について修正申告をするとき。

☆ なお、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税について、以上のほか、地方税法第53条第22項各号、第72条の33第2項(地方法人特別税等に関する暫定措置法第11条)の規定に該当する場合は、遅滞なく修正申告をしなければなりません。

○期末現在の資本金の額又は出資金の額

(解散日現在の資本金の額及び出資金の額)

事業年度の末日(中間申告の場合は、その計算期間の末日)現在における数値(かつ内には解散日現在における数値)を記載してください。

○申告の種類

この申告の種類について「確定」「修正確定」「中間」「修正中間」と明確に記載してください。

○期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。

(注) ※印の部分は、記載しないでください。

確定申告納付期限

事業年度終了後2ヵ月以内

ただし、確定申告期限の延長の承認を受けている場合は、その承認されている期限まで。

■法人県民税

○申告書記載の順序

H26.9.30 以前に開始する事業年度 税率が異なりますので
H26.10.1 以後に開始する事業年度 ご確認ください。

1 法人税割額

- (1) ①の欄に、法人税額を記載します。(記載する金額は右ページ参照)
- (2) ②から⑤までの各種加算・控除(詳しくは下欄又は右ページ参照)を行い、課税標準額⑥(①+②+③-④+⑤)を算出します。

○課税標準額⑥の端数処理について

- ・⑥の額が、1,000円に満たないときは、その全額を切り捨ててください。
- ・⑥の額が、1,000円を超える場合に、1,000円に満たない端数があるときは、その1,000円に満たない端数を切り捨ててください。

- (3) ⑥に法人税割の税率(11ページ参照)を乗じて、法人税割額⑧を算出します(ここでは端数処理はしません)。
- (4) 利子割額の控除額等⑨から⑪の控除(⑨、⑩については下欄、⑪については7~9ページ参照)を行い、法人税割額の確定税額⑫を算出します。
- (5) 既納付額等⑬から⑮までの各種加算・控除(詳しくは下欄又は右ページ参照)を行い、今回の申告により納付すべき法人税割額⑯(⑫-⑬-⑭+⑮)を算出します。

2 均等割額

- (1) 算定期間中に事務所等を有していた月数⑰を求めます(数え方は右ページ参照)。
- (2) 均等割の税率(11ページ参照)に⑰/12を乗じて、均等割額⑱を算出します。
- (3) ⑱から既に納付の確定した当期分の均等割額⑲(詳しくは下欄を参照)を減算して、今回の申告により納付すべき均等割額⑳を算出します。

○各欄に記載する金額等

④還付法人税額等の控除額

欠損(赤字)を生じた事業年度につき法人税の繰戻還付を受けた場合、その還付法人税額を、欠損を生じた事業年度の翌事業年度以降9年間繰り越して控除できます(地方税には繰戻還付制度がないためにとられている措置です。)ので、この繰戻還付法人税額などの繰越控除の額を記載します。

なお、この場合には「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書」(地方税法施行規則第6号様式別表2の3)を申告書に添付し、同明細書の④の計欄の金額を記載してください。

⑨外国の法人税等の額の控除額

外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除する場合に記載します。

なお、この場合には、「外国の法人税等の額の控除に関する明細書」(地方税法施行規則第7号の2様式(その1))を申告書に添付し、同様式の⑫の欄の金額を記載してください。

⑩仮装経理に基づく法人税割額の控除額

事実を仮装した経理に基づき法人税を過大に申告したことによって、法人税の更正を受けた場合、その法人税の更正に基づく法人県民税の更正により減少する法人税割額は、還付や充当の手続きによらず、県民税の更正後5年間の各事業年度の法人税割額から順次繰り越して控除するものとされています。

第6号様式

	兆	十億	百万	千	円
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額				341	800
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額				137	2195
国家戦略特別区域において機械等取得した場合等の法人税額の特別控除額					
還付法人税額等の控除額					
退職年金等積立金に係る法人税額					
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②+③-④+⑤				137	22000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額					000
法人税割額 4.0 (⑥又は⑦×100)				548	880
外国の法人税等の額の控除額					
仮装経理に基づく法人税割額の控除額					
利子割額の控除額 (控除した金額⑨)				100	040
差引法人税割額 ⑧-⑨-⑩-⑪				448	800
既に納付の確定した当期分の法人税割額				210	000
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額					
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(⑫)					00
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭+⑮				238	800
算定期間において事務所等を有していた月数				12	月
均等割額 50,000円×⑰/12				500	000
既に納付の確定した当期分の均等割額				250	000
この申告により納付すべき均等割額 ⑱-⑲				250	000
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯+⑳				263	800
⑳のうち見込納付額					
差引 ㉑-㉒				263	800

⑬(⑲)既に納付の確定した当期分の法人税割額(均等割額)

この申告が確定申告のときは中間申告している法人税割額(又は均等割額)、この申告が修正申告のときはこの申告の前の申告書の⑫(又は⑱)の欄に記載した法人税割額(更正又は決定を受けていたときは、その更正又は決定された法人税割額(又は均等割額))を記載してください。

㉑この申告により納付すべき道府県民税額

この申告により納付すべき道府県民税の額に⑯又は⑳で△(マイナス)を付しているときは、その△を付したものを0としてこの欄の金額(⑯+⑳)を計算します。

①法人税法の規定によって計算した法人税額

次の金額を記載してください。

法人税の申告書	
別表1(1)を提出する法人	同表10の欄の金額
別表1(2) " "	同表8の欄の金額
別表1(3) " "	同表8の欄の金額

「法人税額計」の欄の上段に、使途秘匿金の支出の額の40%相当額が外書きとして記載されている場合は、相当額を加算した合計額を記載してください。

() には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載してください。

法人税の申告書	
別表1(1)を提出する法人	同表10の欄の上段に外書きとして記載された金額、5の欄の金額及び7の欄の金額の合計額
別表1(2) " "	同表8の欄の上段に外書きとして記載された金額、5の欄の金額及び7の欄の金額の合計額
別表1(3) " "	同表8の欄の上段に外書きとして記載された金額、5の欄の金額及び7の欄の金額の合計額

法人税の申告書
別表1(1)

所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	1	十億	百万	千	円
所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	1		5492	9091	
法人税額 (54)又は(55)	2		13166	895	
法人税額の特別控除額 (別表六(一)「22」+別表六(二)「23」+別表六(三)「24」+別表六(四)「25」+別表六(五)「26」+別表六(六)「27」+別表六(七)「28」+別表六(八)「29」+別表六(九)「30」+別表六(十)「31」+別表六(十一)「32」+別表六(十二)「33」+別表六(十三)「34」+別表六(十四)「35」+別表六(十五)「36」+別表六(十六)「37」+別表六(十七)「38」+別表六(十八)「39」+別表六(十九)「40」+別表六(二十)「41」+別表六(二十一)「42」+別表六(二十二)「43」+別表六(二十三)「44」+別表六(二十四)「45」+別表六(二十五)「46」)	3				
差引法人税額 (2)-(3)	4		13166	895	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5				
土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「26」)	6			000	
同上に対する税額 (21)+(22)+(23)	7				
留保金 (別表三(一)「37」)	8		2135	000	
同上に対する税額 (別表三(一)「45」)	9			2135	000
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10		3418	000	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11				
控除税額 (10)-(11)と(18)のうち少ない金額	12		3001	200	
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	13		1342	200	000
中間申告分の法人税額	14		1206	060	000
差引確定法人税額 (13)-(14) (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(25)へ記入)	15		1361	400	000

③国家戦略特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額

次の金額を記載してください。

法人税の申告書	
別表6(15)を提出する法人	同表25の欄の金額
別表6(16) " "	同表25の欄の金額
別表6(17) " "	同表24の欄の金額
別表6(18) " "	同表36の欄の金額
別表6(21) " "	同表13の欄の金額
別表6(22) " "	同表21の欄の金額

⑪ 利子割額の控除額(控除した金額)
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 … 7～9 ページ 参照

⑫、⑮、⑯、⑱、㉑ 税額の端数処理

- ・この各欄の金額が、100円に満たないときは、その全額を切り捨ててください。
 - ・この各欄の金額が、100円を超える場合に、100円に満たない端数があるときは、その100円に満たない端数を切り捨ててください。
- なお記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。

⑰均等割の月数の数え方

暦に従って数えますが、次に注意してください。

- ・事務所等又は寮等を有していた期間全体が1月に満たないとき……1月にします。(例)28.3.10～28.3.31……1ヵ月)
- ・事務所等又は寮等を有していた期間全体が1月を超える場合に、1月に満たない端数があるとき……端数を切り捨てます。(例)27.5.10～28.3.31……10ヵ月)

■法人事業税・地方法人特別税

[H26.9.30以前に開始する事業年度] 税率が異なりますので
[H26.10.1以後に開始する事業年度] ご確認ください。

○申告書記載の順序

1 所得金額に対して課税される法人

(1) 下記(2)及び(3)以外の法人

所得金額の計算(⑥~⑩)をして、所得金額差引計(⑪~⑭)を算出し、それを⑮の欄に転記して、事業税額及び地方法人特別税額を計算してください。

(2) 事業税が非課税とされる事業とその他の事業を併せて行う法人、法人税が非課税とされる法人、法人税法第62条第2項の規定の適用を受ける法人並びに租税特別措置法第61条、同法第67条の14第1項及び同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人

「所得金額に関する計算書」(地方税法施行規則第6号様式別表5)により、算定した合計欄⑮を⑮の欄に転記して、事業税額及び地方法人特別税額を計算してください。

(3) 医療法人及び医療事業を行う農業協同組合連合会

医療第1表又は第2表により課税所得金額を算出し、それを⑮の欄に転記して、事業税額及び地方法人特別税額を計算してください。

2 収入金額に対して課税される法人

ガス供給業(導管によるガス供給に限る)、電気供給業及び保険業を行う法人については、これらの事業に係る収入金額に対して事業税及び地方法人特別税が課税されます。

なお、⑮の欄については、次の金額を記載してください。

電気・ガス——地方税法施行規則第6号様式別表6の⑮を記載します。

生命保険——〃別表7の⑮〃

損害保険——〃別表8の⑮〃

少額短期保険——〃別表8の⑮〃

○端数処理(課税標準)

⑮~⑲、⑳、㉑、㉒の各欄の課税標準の額について各欄ごとに次により端数を処理してください。

- ・その金額の全額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・その金額が1,000円を超える場合に、1,000円に満たない端数があるときは、その1,000円に満たない端数を切り捨てます。

○端数処理(税額)

(1) ⑳~㉓、㉔、㉕、㉖、㉗の各欄の税額について各欄ごとに次により端数を処理してください。

- ・その金額の全額が100円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・その金額が100円を超える場合に、100円に満たない端数があるときは、その100円に満たない端数を切り捨てます。

(2) ㉘、㉙の各欄の金額の全額が100円に満たないときは、その全額を切り捨ててください。

なお、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。

第6号様式

事業所	摘要		課税標準		税率(100)	税額				
	所得金額総額(⑦-⑩)又は別表5⑮	⑮	兆	十億	百万	千	円			
所得	年400万円以下の金額	⑮	54	929	0	91				
	年400万円を超え年800万円以下の金額	⑯	4	000	0	0	0			
	年800万円を超える金額	⑰	4	692	9	0	0			
割	計 ⑮+⑯+⑰	⑱	54	929	0	91				
	軽減税率不適用法人の金額	⑲			0	0	0			
付加価値割	付加価値額総額	⑳								
	付加価値額	㉑			0	0	0			
資本割	資本金等の額総額	㉒								
	資本金等の額	㉓			0	0	0			
収入割	収入金額総額	㉔								
	収入金額	㉕			0	0	0			
合計事業税額 ⑱+㉑+㉒+㉓又は⑳+㉑+㉒+㉓						㉖	348	420	0	
平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額						㉗		0	0	
⑤の内訳	仮装経理に基づく事業税額の控除額	㉘					290	200	0	
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㉙					319	400	0	
⑤の内訳	所得割	㉚	3	194	0	0		0	0	
	資本割	㉛			0	0		0	0	
⑤のうち見込納付額						㉜		319	400	
摘要		課税標準		税率(100)		税額				
所得金額の計算の内訳	所得割に係る地方法人特別税額	㉝	348	420	0	0	150	510	0	
	収入割に係る地方法人特別税額	㉞			0	0		0	0	
合計地方法人特別税額(㉝+㉞)						㉟		150	510	
所得金額の計算の内訳	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額	㊱					237	400	0	
	租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	㊲					126	770	0	
⑤のうち見込納付額						㊳		126	770	
所得金額の計算の内訳	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(33))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42))	㊴	54	929	0	91				
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	㊵								
所得金額の計算の内訳	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	㊶								
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	㊷								
外国の事業に係る所得以外の所得に対して課された外国法人税額						㊸				
仮計 ㊴+㊵+㊶-㊷-㊸						㊹	54	929	0	91
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額						㊺				
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(47))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(55))						㊻	54	929	0	91
決算確定の日	平成 年 月 日	法人税の申告書の種類		青色・その他		㊼				
解散の日	平成 年 月 日	残余財産の最後の分配又は引渡しの日		平成 年 月 日						
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無	法人税 有・無	法人税の申告書の種類	青色・その他						
この申告が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無					

○⑲(⑳) 所得割(収入割)に係る地方法人特別税額

「課税標準」欄には、㉑(又は㉒)の「税額」欄の金額を記載してください。

⑫繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額

対 象 区 分	添 付 書 類	申告書への記載	
欠損金の繰越し	地方税法施行規則 第6号様式 別表9	別表9の当期控除額の「計」欄の金額	
災害による損失金の繰越し			
債務免除等があった場合の欠損金の損金算入	地方税法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は平成23年旧法人税法第59条第1項の規定の適用を受ける場合	別表10の⑪の欄	
		別表10の⑫の欄	
	地方税法第72条の18の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項又は平成23年旧法人税法第59条第1項の規定の適用を受ける場合	別表10	別表10の⑭の欄
		別表10の⑮の欄	
	地方税法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は平成23年旧法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合	別表11	別表11の⑰の欄
			別表11の⑱の欄
地方税法第72条の18の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は同条第3項の規定の適用を受ける場合			

⑮ 欠損金の繰越し— 法人税について欠損を生じた事業年度後9年間（※）の欠損金の繰越控除が認められた場合は、法人事業税についても法人税と同様に繰越控除できます。ただし、法人税においては、欠損につき法人税額の繰戻還付を受けた場合、その還付法人税額に対応する欠損金額は繰越控除できないものとされていますが、事業税については、繰戻還付制度がありませんので、還付法人税額に対応する欠損金額についても繰り越して控除することとされています。
 （※）平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用。なお、平成20年3月31日までに終了した事業年度において生じた欠損金額については7年間。

第6号様式

還付請求	中間納付額 ㉕	兆	十億	百万	千	円
	利子割額 ㉖					円
	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)				

還付請求

㉕ 中間納付額

中間納付額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。還付請求額として記載する額は、㉔の欄又は㉔の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、㉔の欄に記載した事業税額及び㉔の欄に記載した地方法人特別税額との合計額と同額になります。

㉖ 利子割額

利子割額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。還付請求額として記載する額は、次の金額と同額になります。
 (1) 利子割還付額の均等割への充当（9ページ）を「希望する」とした場合……均等割に充当される額を控除した額（㉔-㉔）
 (2) 利子割還付額の均等割への充当を「希望しない」とした場合……㉔の欄の金額

○還付を受けようとする金融機関

中間納付額又は利子割額がある場合でその還付を金融機関の口座に受け入れることを希望するときに記入してください。

第6号様式

決算確定の日	平成28年5月24日		
解散の日	平成 年 月 日	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無	法人税 有・無	法人税の申告書の種類 <input type="radio"/> 青色 <input type="radio"/> その他
この申告が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	翌期の中間申告の要否 <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否	国外関連者の有無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無

○翌期の中間申告の要否

法人税について、翌期に中間申告を必要とするかどうかについて、該当するものを○で囲んでください。

○申告期限の延長の処分(承認)の有無……その制度の概要

会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由による確定申告期限の延長の承認を受けているかどうかについて該当するものを○で囲んでください。なお、この申告期限延長の概要は、次のとおりです。

(1) 法人事業税・地方法人特別税についての申請

会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により、事業年度終了後2ヵ月以内に決算が確定しないために確定申告期限(事業年度終了後2ヵ月以内)までに確定申告ができない常況にある場合などには、地方税法第72条の25第2項から第7項まで(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条)の規定に基づき、申請により、原則として確定申告期限の1ヵ月延長の承認を受けることができます。この場合、期限延長の承認を受けようとする最初の事業年度終了の日まで(連結を理由とする場合は、終了の日から45日以内)に、地域県民局長へ申請書を提出しなければなりません。

(2) 法人県民税についての届出

法人県民税については、法人税について申告期限延長が承認されると法人県民税、法人市町村民税の申告期限も延長されることになっていますので、申告期限延長の申請は必要ありません。ただし、法人税について申告期限の延長が承認された場合、事業年度終了後22日以内(連結親法人及びその連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人は申告書の提出期限の延長の承認の日から7日以内)にその旨を地域県民局長へ届出しなければなりません。

◎利子割と県民税法人税割との調整

利子割を課された法人については、法人県民税の申告の際に、県民税法人税割において利子割額の控除を行い、控除することができなかつた利子割額については、還付又は均等割若しくは未納の地方団体の徴収金に充当することとされています。(地方税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法第53条第26項、第39項、第40項)

なお、利子割額の控除・充当・還付を受けるためには、地方税法施行規則第9号の2及び第9号の3様式の添付が必要です。平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人は除外され、利子等の支払を受ける個人に限定されます。これに伴い、法人税割額から利子割額を控除する制度及び控除不足額を均等割額等へ充当又は還付する制度は廃止されます。

1 利子割額の控除

- 利子割額の控除は、確定申告等の際にそれぞれ申告納付すべき法人税割額から、これらの法人税割額の課税標準の算定期間において課された利子割額を控除する方法により行われます。
- 控除の対象となる利子割額は、所得税法第2条第1項第9号に規定する公社債の利子又は同項第12号の2に規定する投資信託の収益の分配(以下「公社債利子等」といいます。)については、その元本の所有期間に対応する部分の利子割額(以下「控除対象利子割額」といいます。)に限られ、それ以外の利子等については、利子割額の全額が控除されます。(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)による改正前の地方税法施行令第9条の8第1項)

公社債利子等に係る控除対象利子割額の計算方式は、以下のとおりです。

ア 個別法による場合(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)による改正前の地方税法施行令第9条の8第2項)

[算式]

$$\text{公社債利子等について徴収された利子割額} \times \frac{\text{その法人がその元本を所有していた期間の月数}}{\text{その公社債利子等の計算期間の月数}}$$

※・昭和63年4月1日前の月数は算式中の月数に含めません。

・算式中の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

・算式の分数の割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り上げます。

・控除対象利子割額に、1円未満の端数があるときは、その金額を切り上げます(イにおいて同じ)。

・法人の合併等があった場合の元本を所有していた期間については、被合併法人等が元本を所有していた期間を含みます。

イ 銘柄別簡便法による場合(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)による改正前の地方税法施行令第9条の8第3項)

控除対象利子割額をアの方法により計算することに代えて、次の算式により計算することができます。この場合の計算は、その利子割額に係る公社債利子等の元本を①公社債又は②投資信託の受益証券の2種類に区分し、更に、その元本を当該公社債利子等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものに区分し、その区分に属するすべての元本について、その銘柄ごとに行います。

[算式]

$$\text{公社債利子等について徴収された利子割額} \times \frac{\text{その法人がその公社債利子等の計算期間の開始時に所有していた元本の数(B)} + \{(A) - (B)\} \times \frac{1}{2} \text{ (又は } \frac{1}{12} \text{)}}{\text{その公社債利子等の計算期間の終了時に所有していたその元本の数(A)}}$$

※・算式中の元本の数、公社債については、額面金額によります。

・(B)>(A)の場合には、分数の割合は1とします。

・分子の $\frac{1}{12}$ は、公社債利子等の計算の基礎となった期間が1年(昭和63年4月1日以降の期間が1年)を超えるものについてのみ適用されます。

(3) 計算例

青森県内に本店を有する法人が次のような利子割を課税されたときにおいて、投資信託について銘柄別簡便法を選択した場合

ア 預金の利子

	利子等の計算期間	特別徴収された利子割額
A 銀行	27.4.1~27.12.31	青森県 30,000円
B 銀行	27.4.1~27.12.31	北海道 20,000円
計		50,000円

イ 投資信託の収益の分配

① 期中に特別徴収された利子割額の内容

元本の種類	利子等の計算期間	特別徴収された利子割額
投資信託	27.4.1~27.12.31	支払額 1,200,000円 × $\frac{5}{100}$ = 60,000円 青森県 50,000円 北海道 10,000円

② 利子割額に係る利子等の元本の状況

元本の種類	区分	計算期間の期首	期中取得	期中売却	計算期間の期末
投資信託	青森県	1,000口	(27.4.10) 4,000口		5,000口
	北海道	3,000口		(27.9.28) 2,000口	1,000口

③ 銘柄別簡便法による計算

「利子割額の控除・充当・還付に関する明細書」の「公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算」によります。

都道府県別内訳は、銘柄ごとの控除対象利子割額を当該法人が課された利子割額の総額に対する各都道府県において課された利子割額の割合により各都道府県にあん分した額とします。

$$50,040円 \times \frac{50,000}{60,000} = 41,700円 \quad \dots\dots\text{青森県}$$

$$50,040円 \times \frac{10,000}{60,000} = 8,340円 \quad \dots\dots\text{北海道}$$

※ 控除・充当・還付を受ける利子割額については、各都道府県（当該額が最も多い都道府県を除く。）の当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額につき四捨五入した額を当該額とし、これらの都道府県の当該額の合計額と「利子割額の控除・充当・還付に関する明細書」の「②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額③」欄の金額との差額に相当する金額を当該額が最も多い都道府県の金額とします。

ウ ア、イの控除対象利子割額の合計金額

	アの金額	イの金額	計
北海道	20,000円	8,340円	28,340円
青森県	30,000円	41,700円	71,700円
計	50,000円	50,040円	100,040円

ア～ウの各金額等を地方税法施行規則第6号様式、第9号の2様式及び第9号の3様式の各欄に記載します。
 なお、利子割額は、収入金額の5%以下の金額になります。

第9号の2様式
利子割額の控除・充当・還付に関する明細書

区 分	収入金額 ①	①について課された利子割額 ②	②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額 ③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1,000,000 円	50,000 円	50,000 円
公社債の利子			
投資信託の収益の分配	1,200,000	60,000	50,040
その他			
計	2,200,000	110,000	100,040

銘柄	収入金額 ⑩	⑩について課された利子割額 ⑪	公社債利子等の計算基礎期間 ⑫	公社債利子等の所有元本総額等 ⑬	⑬のうち元本 ⑭	所有期間割合 ⑮	控除・充当・還付を受ける利子割額 ⑯
投資信託	1,200,000 円	60,000 円	6.000	4,000	1,000	0.834	50,040 円
青森県		50,000					41,700
北海道		10,000					8,340

第9号の3様式
利子割額の都道府県別明細書

都道府県名	都道府県別	控除・充当・還付を受ける利子割額
北海道	01	28,340
青森県	02	71,700
岩手県	03	
宮城県	04	
大分県	44	
宮崎県	45	
鹿児島県	46	
沖縄県	47	
合計	⑭	1,010,040

第6号様式

利子割額に関する計算	利子割額(控除されるべき額) ㉘									1,000,400
	控除した金額(㉘-㉙-㉚と㉛のうち少ない額) ㉙									1,000,400
	控除することができなかった金額 ㉘-㉙ ㉚									
	既に還付を請求した利子割額 ㉛									
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉜-㉝(㉞)									
利子割還付額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない										

利子割額の控除・充当・還付に関する明細書5欄③の金額(8ページ)

⑪欄へ(2ページ)

2 利子割額の充当・還付

(1) 利子割額の充当

法人税割額の計算上控除することができなかった利子割額(以下「利子割額の控除不足額」といいます。)について、均等割に充当を希望する場合には、「利子割還付額の均等割への充当」欄の「希望する」に、充当を希望しない場合には、「希望しない」にそれぞれチェックします。

なお、法人の未納に係る地方団体の徴収金がある場合には、「希望しない」にチェックしても、当該徴収金に充当されます。

(2) 利子割額の還付

(1)の利子割額の充当をしてもなお充当することができなかった利子割額の控除不足額がある場合には、法人に対して還付されます。

還付を受けようとする法人は、利子割額の控除不足額に係る申告書の提出と同時に、必要事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、地域県民局長に提出する必要があります。

なお、必要事項を記載した請求書については、「還付請求」欄(6ページ)を使用することによって、当該請求書に代えることができます。

㉘控除することができなかった金額

利子割額の控除不足額が、下の記載例のBのように、控除されるべき額(㉘)が、控除前の法人税割額(㉘-㉙)より多い場合に記載します。

㉛既に還付を請求した利子割額

この申告が修正申告である場合に、先の申告書の㉛に記載した還付請求利子割額を記載します。なお、この修正申告が更正後初めて提出するものときには、当該更正において法人税割額から控除することができなかった利子割額に相当する金額を記載します。また、この金額のうち、まだ還付を受けていないものがある場合であっても、この金額を記載します。

㉜既還付請求利子割額が過大である場合の納付額

この申告が修正申告である場合において、㉜の金額が㉚の金額を上回るときに、㉜-㉚の金額を記載します。(この金額は㉞の欄に記載される金額です。)

[H26.9.30以前に開始する事業年度] 税率が異なりますので
[H26.10.1以後に開始する事業年度] ご確認ください。

利子割額の控除額・還付額についての記載例

区 分	中間申告 (仮決算による) A	Aの確定申告 B	Bの修正申告 C	Aの確定申告 D	Dの修正申告 E
法人税割額	25,000	50,000	56,050	50,000	75,000
利子割額	28,000	54,560	54,560	30,150	30,150

法人税割額(㉘又は㉙× $\frac{3.2}{100}$) ㉘	25,000	50,000	56,050	50,000	75,000
利子割額の控除額(控除した金額) ㉙	25,000	50,000	54,560	30,150	30,150
差引法人税割額 ㉘-㉙-㉚-㉛ ㉚	00	00	1,400	19,800	44,800
既に納付の確定した当期分の法人税割額 ㉛	00	00	00	00	19,800
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(㉜) ㉞	00	00	4,500	00	00
この申告により納付すべき法人税割額 ㉚-㉛-㉜+㉞ ㉞	00	00	5,900	19,800	25,000

利子割額に関する計算	利子割額(控除されるべき額) ㉘	28,000	54,560	54,560	30,150	30,150
	控除した金額(㉘-㉙-㉚と㉛のうち少ない額) ㉙	25,000	50,000	54,560	30,150	30,150
	控除することができなかった金額 ㉘-㉙ ㉚	3,000	4,560			
	既に還付を請求した利子割額 ㉛			4,560		
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉜-㉝(㉞) ㉞			4,560		

還付請求	中間納付額 ㉞					
	利子割額 ㉞		4,560			

予定申告書 第7号様式

第7号様式

○この申告書は、前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び地方法人特別税額を基礎にして中間申告する場合に使用します。

※ 申告書上欄の事項の記載については、確定申告書の場合（1ページ）と同様です。

○前期末現在の資本金等の額
11ページ参照

事業種目	食料品小売業
前期末現在の資本金の額又は出資金の額	5,734,250.00
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	4,734,250.00
前期末現在の資本金等の額	4,920,450.00

○前期末現在の資本金の額又は出資金の額

前事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。なお、() には、当該事業年度開始の日から6月目の日現在の数値を記載してください。※2

○前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。

○①前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額

①前事業年度の事業税額
②前事業年度の地方法人特別税額

当期の事業年度開始の日から6ヵ月以内に確定した前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び地方法人特別税額を記載してください。

○前事業年度又は前連結事業年度の期間及び②、⑩、⑱、⑳、㉑、㉒の月数

前事業年度の期間を記載し、その月数を②、⑩、⑱、⑳、㉑、㉒の月数とします。この場合、月数は暦に従って数え、1月に満たない月は1月とします。
(例27.8.10~28.3.31...8ヵ月)

○⑤月数の数え方

確定申告書（3ページ⑰）と同じです。

○端数計算

②、④、⑥、⑱~㉒の金額の100円未満の端数は切り捨ててください。

平成 27 年 09 月 01 日から平成 28 年 08 月 31 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書

事業税				道府県民税				
前事業年度の事業税額(⑮)の金額	17	10,301.00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(⑮)の金額	①	1,540.00	予定申告税額(①×⑥)	②	487.00
所得割額(⑭×前事業年度の月数)	18	6,438.00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	③	.00	この申告により納付すべき法人税割額	④	487.00
付加価値割額(⑬×前事業年度の月数)	19	.00	この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額	⑤	9,211.90	均等割額	⑥	250.00
資本割額(⑫×前事業年度の月数)	20	.00	前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細					
収入割額(⑪×前事業年度の月数)	21	.00	摘要	課税標準	税率(100)	税額		
前事業年度の地方法人特別税額(⑫)	22	8,343.00	所得割	22,381,697				
地方法人特別税額(⑫×前事業年度の月数)	23	2,781.00	所得金額	22,381,000		10,301.00		
予定申告税額(⑱+⑲+⑳+㉑+㉒)	24	9,211.90	付加価値割					
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	25	.00	資本割					
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額	26	9,211.90	収入割					
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細				
摘要				摘要				
課税標準				課税標準				
税率(100)				税率(100)				
税額				税額				
合計事業税額 ⑮ + ⑱ + ⑳ + ㉑ + ㉒				法人税割額				
平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額				外国の法人税等の額の控除額				
仮装経理に基づく事業税額の控除額				仮装経理に基づく法人税割額の控除額				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
納付すべき事業税額 ⑮ - ⑳ - ㉑ - ㉒				納付すべき法人税割額 ① - ② - ③ - ④				
所得割 ⑭				差引法人税割額 ⑮ - ⑯				
付加価値割 ⑬				法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				
資本割 ⑫				この申告の期間				
収入割 ⑪				前事業年度又は前連結事業年度の期間				
合計地方法人特別税額 (⑫ + ⑬)				平成27年 9月1日から平成28年 2月29日まで				
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額				前事業年度又は前連結事業年度の期間				
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額				平成26年 9月1日から平成27年 8月31日まで				
納付すべき地方法人特別税額 ⑫ - ⑬ - ⑭								

※1、※2、※3、(②、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒)の税額計算

②については、前事業年度の法人税割額に「6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額」になります。
⑱、⑲、⑳、㉑、㉒については、前事業年度の事業税額又は地方法人特別税額を「前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の額」になります。

《平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告書の記載》
平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告書における②、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒については、以下のとおり計算のうえ記載してください。

② 予定申告税額	… ① × 3.8 / 前事業年度の月数	⑳ 資本割額	… (⑫ / 前事業年度の月数) × 7.5
⑱ 所得割額	… (⑭ / 前事業年度の月数) × 7.5	㉑ 収入割額	… (⑬ / 前事業年度の月数) × 7.5
⑲ 付加価値割額	… (⑬ / 前事業年度の月数) × 7.5	㉒ 地方法人特別税額	… (⑫ / 前事業年度の月数) × 4

◎法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の税率（平成27.11現在）

法人	均等割	資本金等の額		税率		
		1千万円以下(又は地方税法第52条第1項の表の第1号に該当する法人)		年額	20.000円	
		1千万円超	1億円以下	年額	50.000円	
		1億円超	10億円以下	年額	130.000円	
		10億円超	50億円以下	年額	540.000円	
50億円超		年額	800.000円			
法人税割	区分	平成26年10月1日以後に開始する各事業年度		平成26年9月30日以前に開始する各事業年度		
		不均一課税適用法人の税率(標準税率)		3.2/100	5.0/100	
		超過税率		4.0/100	5.8/100	
県民税	《摘要》					
	1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)をいいます。					
	平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、無償増資、無償減資等による欠損填補を行い地方税法第23条第1項第4号の5の規定に該当する場合は、調整後の金額になります。					
	また、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、上記の金額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合には、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。					
	その判定時期は、次のとおりです。					
	・確定申告のとき……………当期末現在					
	・仮決算に基づく中間申告のとき…当期開始日から6ヵ月目の日現在					
	・予定申告のとき……………前期末現在					
	《平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告について》					
	平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、前事業年度末日現在の法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)を用いて下さい。					
2 超過税率は、次の(1)～(3)のいずれかの法人について適用されます。(H28.3.31までに終了する各事業年度について適用)						
(1) 課税標準となる法人税額が、次の額を超える法人。なお、中間申告(仮決算に基づくものに限る。)の場合については、その法人税の中間申告書に記載すべき課税標準となるべき法人税額によります(この場合の月数は、6ヵ月とする。)						
$\frac{1,000万円 \times \text{当該事業年度の月数} \times}{12}$						
※事業年度の月数の数え方 1月に満たない端数も1月に数えます(均等割の数え方(3ページ)と異なることに注意してください。) (例) 27.5.10～28.3.31…11ヵ月						
(2) 事業年度終了の日(期末)現在の「資本金の額又は出資金の額」が1億円を超える法人。なお、中間申告(仮決算に基づくものに限る。)の場合については、当期の事業年度開始の日から6ヵ月目の日の現況により判定します。						
(3) 清算中の法人等						

法人区分	所得等の区分	税率																									
		平成28年4月1日以後に開始する事業年度分		平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度分		平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度分		平成26年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度分																			
		法人事業税	地方法人特別税	法人事業税	地方法人特別税	法人事業税	地方法人特別税	法人事業税	地方法人特別税																		
収入金課税される法人	収入金額	0.9 100	43.2 100	0.9 100	43.2 100	0.9 100	43.2 100	0.7 100	8.1 100																		
	付加価値額	0.96 100		0.72 100		0.48 100		0.48 100																			
	資本金等の額	0.4 100		0.3 100		0.2 100		0.2 100																			
	外形標準課税の対象法人	所得のうち年400万円以下の金額	0.9 100		1.6 100		2.2 100		1.5 100																		
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	1.4 100	152.6 100	2.3 100	93.5 100	3.2 100	67.4 100	2.2 100	14.8 100																	
所得のうち年800万円を超える金額		1.9 100		3.1 100		4.3 100		2.9 100																			
特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4 100		3.4 100		3.4 100		2.7 100																			
	所得のうち年400万円を超える金額	4.6 100		4.6 100		4.6 100		3.6 100																			
上記以外の法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4 100	43.2 100	3.4 100	43.2 100	3.4 100	43.2 100	2.7 100	8.1 100																		
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.1 100		5.1 100		5.1 100		4.0 100																			
	所得のうち年800万円を超える金額	6.7 100		6.7 100		6.7 100		5.3 100																			
※「特別法人」とは、各種協同組合、森林組合、信用金庫、農事組合法人、医療法人など(地方税法第72条の24の7第5項の法人)です。 ※上記の所得区分は、事業年度の期間の月数が12ヵ月(1年)の場合であり、事業年度の期間の月数が12ヵ月に満たないときは、																											
※事業年度の月数の数え方 1月に満たない端数も1月に数えます(均等割の数え方(3ページ)と異なることに注意してください。) (例) 27.5.10～28.3.31…11ヵ月																											
$\frac{400万円 \times \text{事業年度の月数} \times}{12}$ の額により区分します。																											
例…月数10ヵ月、所得金額の総額が10,312,230円の場合																											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">3.4</td> <td style="text-align: center;">……</td> <td style="text-align: center;">$\frac{400万円 \times 10}{12}$</td> <td style="text-align: right;">= 3,333,333</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">に区分し、それぞれ端数処理して税率を乗じます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5.1</td> <td style="text-align: center;">……</td> <td style="text-align: center;">$\frac{800万円 \times 10}{12}$</td> <td style="text-align: right;">- 3,333,333 = 3,333,333</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">6.7</td> <td style="text-align: center;">……</td> <td style="text-align: center;">10,312,230 - (3,333,333 + 3,333,333)</td> <td style="text-align: right;">= 3,645,564</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">100</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										3.4	……	$\frac{400万円 \times 10}{12}$	= 3,333,333	}	に区分し、それぞれ端数処理して税率を乗じます。	5.1	……	$\frac{800万円 \times 10}{12}$	- 3,333,333 = 3,333,333	6.7	……	10,312,230 - (3,333,333 + 3,333,333)	= 3,645,564	100			
3.4	……	$\frac{400万円 \times 10}{12}$	= 3,333,333	}	に区分し、それぞれ端数処理して税率を乗じます。																						
5.1	……	$\frac{800万円 \times 10}{12}$	- 3,333,333 = 3,333,333																								
6.7	……	10,312,230 - (3,333,333 + 3,333,333)	= 3,645,564																								
100																											

◎法人の異動変更届について

法人の商号変更、主たる事務所の所在地の変更、事業年度の変更、資本金の額の変更、代表者の変更等がある場合は、定款の写し、及び登記事項証明書(履歴事項全部(一部)証明書)又は登記簿謄本(抄本)の写しを添付して届け出てください。

◎連結納税の承認を受けた法人について

法人税において連結納税の承認を受けた法人については、地域県民局県税部へお問い合わせください。

なお、連結納税の承認を受けた法人にあつては、この手引き中「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

◎決算書類の添付について

確定申告書又は仮決算に基づく中間申告書の提出の際には、決算書類(貸借対照表及び損益計算書等)を添付くださるようお願いいたします。

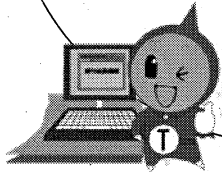
**法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の
申告はインターネットで簡単にできます。**



「eLTAX (エルタックス)」は地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

**もう、混み合う窓口へ
申告に出かける必要なし!**

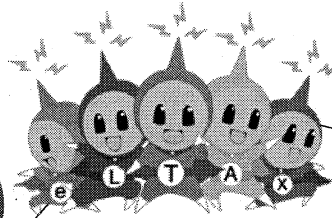
- ・インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告できる!
- ・複数の地方公共団体への申告がまとめて1度にできる!



※eLTAXに参加している地方公共団体に限りです。

※税理士等が依頼を受けて納税者の申告書を作成し送信する場合は、納税者本人の電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

メリット
1



メリット
2

**便利な機能で、
申告書作成もカンタンに!**

- ・市販の税務・会計ソフトのデータでもそのまま!
※eLTAX対応のソフトに限りです。
- ・eLTAX用ソフトPCdeskで申告書作成が簡単にできる!

もっと詳しい情報はeLTAXホームページへ

<http://www.eltax.jp/>

※ 法人税などの国税の電子申告などは、国税電子申告・納税システム (e-TAX: イータックス) をご利用ください。
e-TAXホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

◇ 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税に関するお問い合わせは、下記の県税部まで ◇

東青地域県民局県税部	(代) 017-722-1111 内線6610・6611 (直) 017-734-9972	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 青森県庁舎北棟1階
中南地域県民局県税部	(代) 0172-32-1131 内線378 (直) 0172-32-4341	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎2階
三八地域県民局県税部	(代) 0178-27-5111 内線208・210 (直) 0178-27-4455	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎1階
西北地域県民局県税部	(代) 0173-34-2111 内線208 (直) 0173-34-3141	〒037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎1階
上北地域県民局県税部	(代) 0176-22-8111 内線209 (直) 0176-23-4241	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎1階
下北地域県民局県税部	(代) 0175-22-8581 内線207 (直) 0175-22-3105	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎1階

※ 2以上の都道府県に事務所等を有する法人の申告、届出等のお問い合わせは、東青地域県民局県税部までお願いします。

県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>

— 青 森 県 —